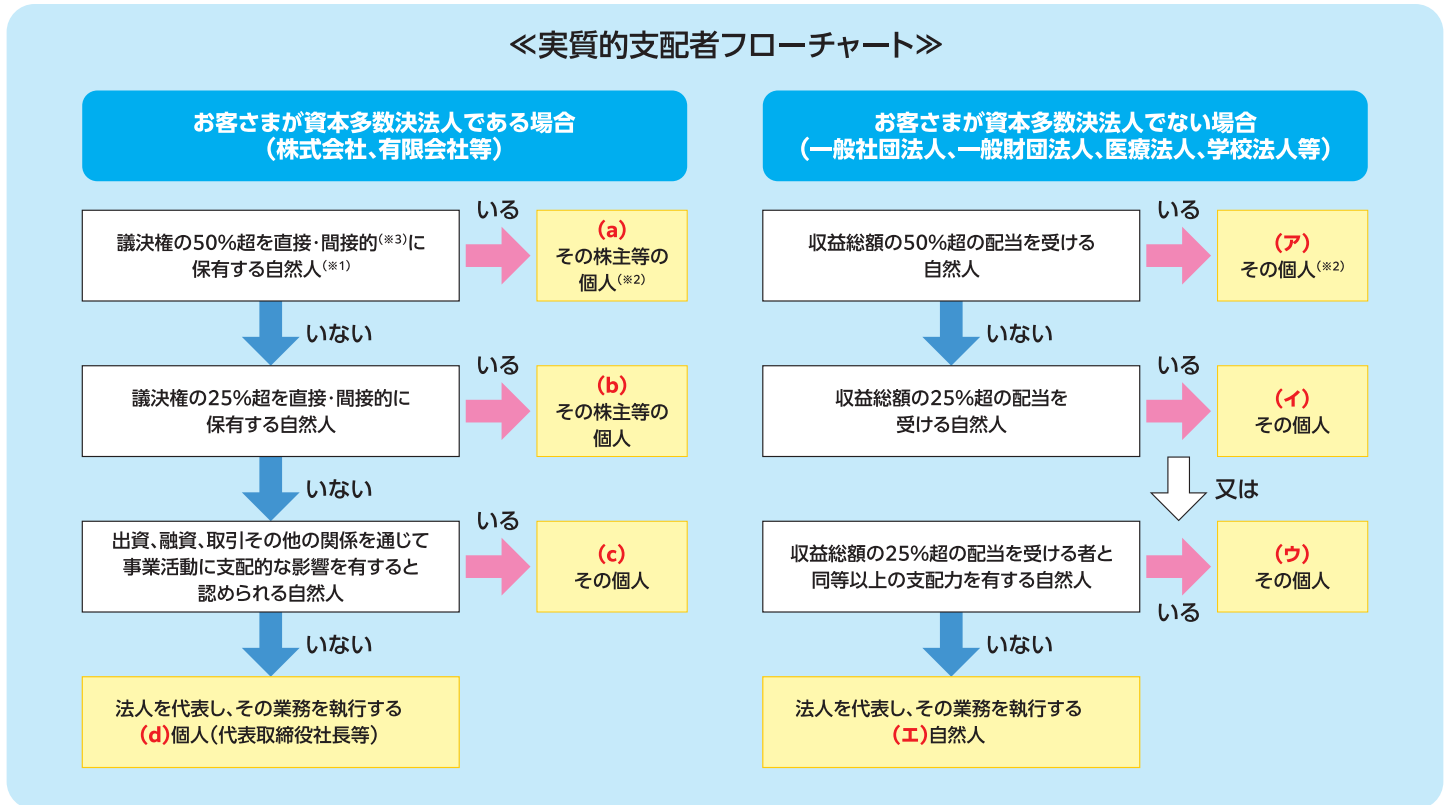


実質的支配者と外国PEPsについて

◆実質的支配者について

法人のお客さまとのお取引(金銭消費貸借契約の締結等)においては、「犯罪収益移転防止法」に基づき、実質的支配者(法人の事業活動に支配的な影響力を有する地位にある者)を確認させていただく必要がございます。実質的支配者の判断につきましては、以下をご覧ください。なお、上場企業に該当されるお客さまは、実質的支配者の申告は不要です。

≪実質的支配者フローチャート≫



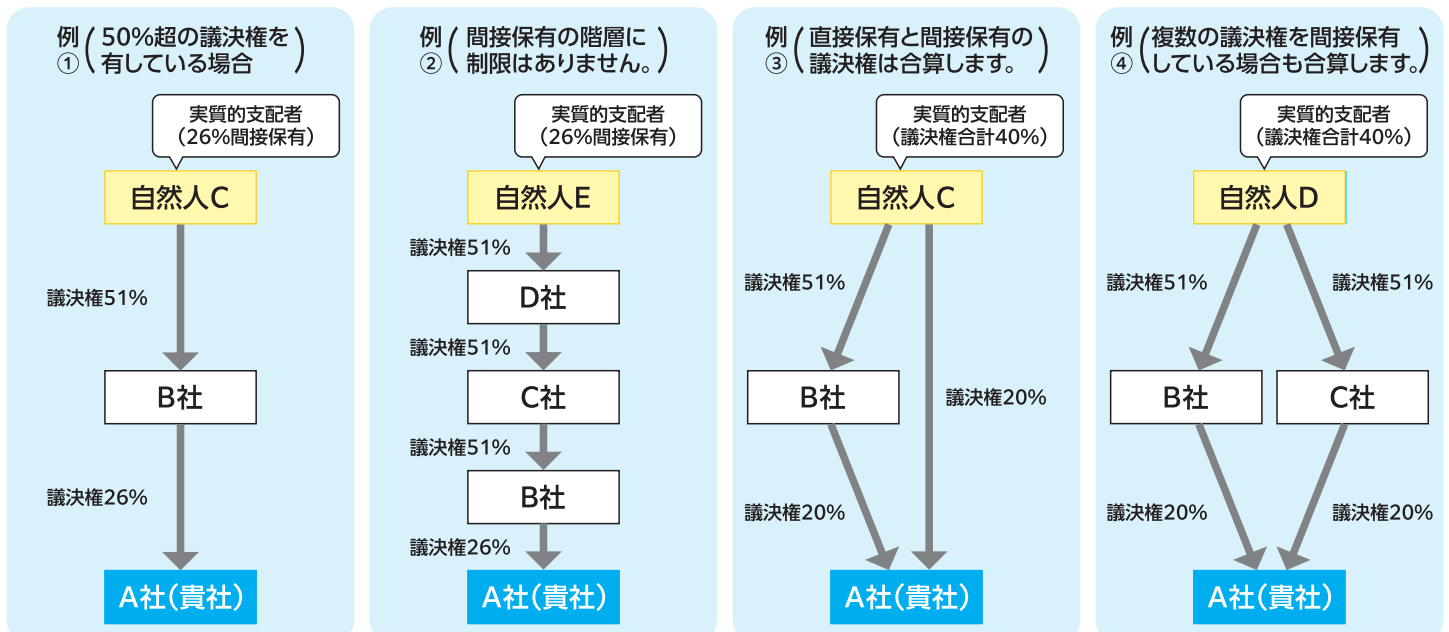
※1 「自然人」とは基本的に「個人」を指しますが、国、地方公共団体、上場企業およびその子会社は個人とみなします。

※2 事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかな場合は除かれます。

※3 他の法人の議決権50%超を有している場合は、その法人の有している議決権を保有しているものとみなします。

間接保有については、≪間接保有の具体例≫をご確認ください。いずれも、それぞれの自然人が貴社の実質的支配者となります。

≪間接保有の具体例≫

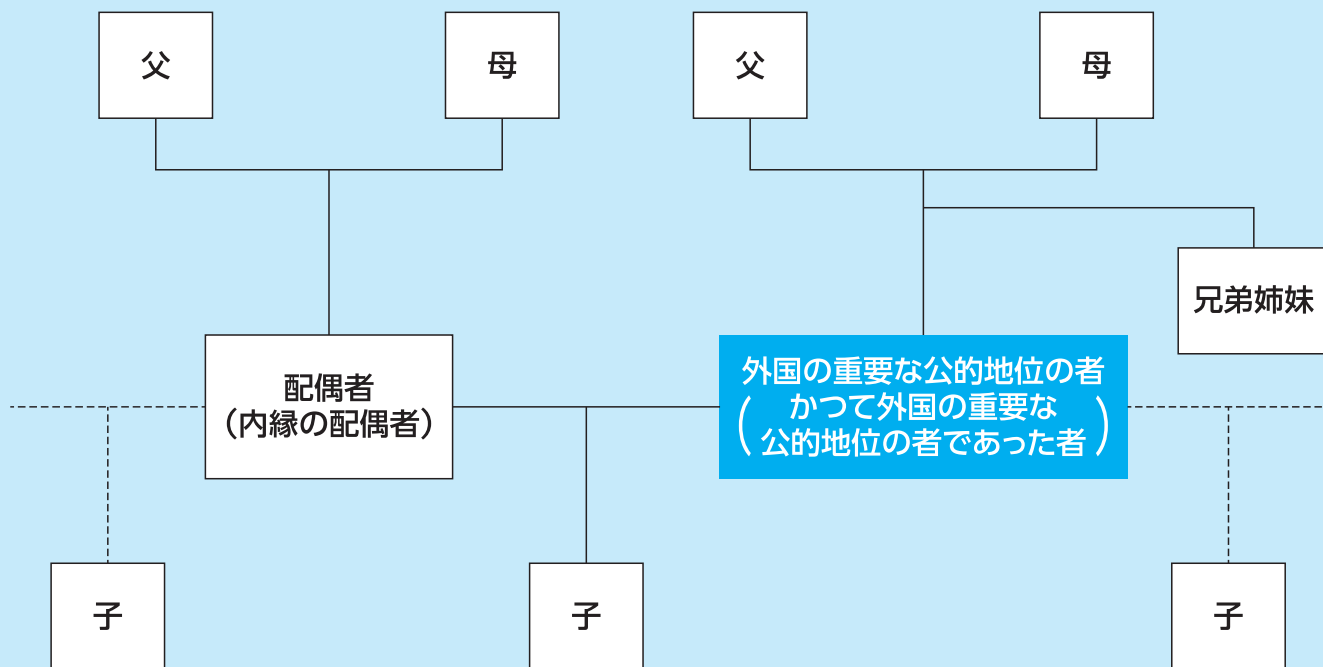


◆外国PEPsについて

上記個人の方、あるいはご親族の方が外国PEPs(外国の重要な公的地位を有する者)に該当する場合は、「犯罪収益移転防止法」により厳格な取引確認が義務付けられているため確認させていただいております。具体的には以下に該当する方を外国PEPsとします。

- ①(A) 国家元首
- (B) 我が国における内閣総理大臣その他の国务大臣及び副大臣に相当する職
- (C) 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
- (D) 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
- (E) 我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
- (F) 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職
- (G) 中央銀行の役員
- (H) 予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員
- ②(I) 過去に上記①であった方
- ③(J) 上記①または②に掲げる方の親族(配偶者(事実婚を含みます。)、父母、子、兄弟姉妹、並びにこれらの者以外の配偶者の父母および子)(下記図表をご覧ください。)

外国PEPsに該当する親族の範囲



※外国の重要な公的地位の者の祖父母や孫は外国PEPsに該当しません。

※外国の重要な公的地位の者の配偶者が日本人の場合もあるので、日本人も外国PEPsに該当し得ます。